一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字清水平谷四三四の一、四三七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字白倉谷五一七から五二〇・五二二・五二三・五四四・五四五（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、五一七の一、五一八の一、五二一、五二一の一、五二四から五三五まで、五二四の一、五二四の二、五二八の一、五二八の二、五三五の三、五三五の四、五四一から五四三まで、五四二の一、五四二の二、五四六から五五〇まで、五四七の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字清水平谷四一五・四一七から四一九まで・四二七・四二九の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四一二、四一二の一、四一三、四一六、四二〇から四二二まで、四二八から四三一まで、四三一の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字白倉谷四四五から四六五まで、四四六の一、四四七の一、四四八の一、四六一の一、四六一の二、四六三の一、四六七から四八九まで、四六七の一、四六八の一、四七二の一、四七四の一、四七六の一、四七九の一、四八〇の一、四八〇の二、四八二の一、四八三の一から四八三の四まで、四八七の一、四九二から五〇〇まで、四九二の一、五〇二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字大川筋一九六から一九九まで、二〇〇の一、二〇一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字白倉谷五〇三から五〇六まで、五〇七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字清水平谷四一五・四一七から四一九まで・四二七・四二九の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四一二、四一二の一、四一三、四一六、四二〇から四二二まで、四二八から四三一まで、四三一の一
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字白倉谷四四五から四六五まで、四四六の一、四四七の一、四四八の一、四六一の一、四六一の二、四六三の一、四六七から四八九まで、四六七の一、四六八の一、四七二の一、四七四の一、四七六の一、四七九の一、四八〇の一、四八〇の二、四八二の一、四八三の一から四八三の四まで、四八七の一、四九二から五〇〇まで、四九二の一、五〇二
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字白倉谷五〇三から五〇六まで、五〇七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字白倉谷五〇三から五〇六まで、五〇七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
滋賀県甲賀市土山町大河原字白倉谷五〇三から五〇六まで、五〇七の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第三十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年三月十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成二十九年六月十四日まで
	大分県	
	鹿児島県	鹿児島市 出水市 指宿市 日置市 霧島市